

【A 県土と人口】

1 面積

○総面積

- ・ 本書では、北方地域と竹島を含みません。これらを含めた総面積は、全国377,973.89km²、北海道 83,423.84km²、島根県 6,708.26km²となります。
- ・ *印の都道府県は、都道府県にまたがる境界未定地域がある都道府県です。

○林野面積

現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積です。

○可住地面積

総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したものです。

○人口集中地区

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（基本単位区等）を基礎単位として、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のことです。

2 地積・土地利用

○評価総地積

地方税法に基づき固定資産税の課税客体とされた土地の面積の合計です。非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地、境内地、学校用地等）の面積は含まれていません。この評価総地積は、田、畑、宅地、山林、牧場、原野等の地目に区分されています。

○宅地化率

$(\text{宅地面積} / \text{評価総地積}) \times 100$

3 気象（平年値）

○平年値

西暦年の1位が1の年から連続する30年の観測値を平均した値であり、10年ごとに更新します。ここでは、昭和56(1981)年から平成22(2010)年までのものです。

○平均気温

1日24回の観測値から日平均気温を求め、それから算出した年平均気温です。

○最高気温・最低気温

毎日の連続的観測記録のうち、1日の最高（最低）気温を求め、それらの月平均気温のうち、年間を通じて最高（最低）の月平均気温をいいます。

○降水量

雨量計による観測値で、年間の総雨量をミリメートル単位で示しています。

○日照時間

直射日光が地上を照射した時間の年間の合計です。

○快晴日数

日平均雲量が1.5未満（10分比）の日を快晴の日とし、その年間の日数です。

○相対湿度

蒸気圧と飽和蒸気圧との比を%で表したものをいいます。1日24回の観測値から日平均相対湿度を求め、これから算出された年平均相対湿度です。

4 人口（1）人口総数

○国勢調査

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎

資料を得ることなどを目的として行われる国の最も基本的な統計調査です。調査は大正9(1920)年以来ほぼ5年ごとに行っており、平成27年国勢調査はその20回目に当たります。

○総務省推計人口

国勢調査の実施間の時点における各月、各年の人口の状況を把握するため、国勢調査による人口を基に、その後の各月における出生・死亡、入国・出国などの人口の動きを他の人口関連資料から得ることで、毎月1日現在の男女別、年齢階級別の人口を推計しています。また、毎年10月1日現在の全国各歳別結果及び都道府県別結果も推計しています。各都道府県の推計による人口とは、係数に相違があります。

5 人口(2) 人口分布

○人口集中地区

○ページ参照。平成27年国勢調査では、県下15市町に22の人口集中地区が設定され、その面積は県全体の3.0%を占めています。

6 人口(3) 年齢別構成

○年齢3区分別人口

年齢は、9月30日現在の満年齢です。人口の年齢構成をみると、次の3区分で見ることがあります。①年少人口(14歳以下の人口)②生産年齢人口(15歳～64歳人口)③老年人口(65歳以上の人口)。なお、①年少人口と③老年人口の合計を従属人口といいます。

- ・年少人口指数 生産年齢人口100人に対し、何人の子ども(年少人口)がいるかを表しています。
- ・老年人口指数 生産年齢人口100人に対し、何人の高齢者(老年人口)がいるかを表しています。
- ・従属人口指数 生産年齢人口100人に対し、何人の子ども(年少人口)と高齢者(老年人口)がいるかを表しています。
- ・老年化指数 子ども(年少人口)100人に対し、何人の高齢者(老年人口)がいるかを表しています。

7 人口(4) 出生・死亡

○出生数・死亡数

我が国において発生した日本人の出生・死亡についての数値です。したがって、日本人の外国におけるものや、外国人の日本におけるもの数は含まれていません。外国に住所のある日本人の日本国内における出生・死亡及び死亡時に住所不明のものは、全国値に含まれますが、都道府県の数値には含まれていません。

○出生率・死亡率

10月1日現在の、日本人人口千人当たりの年間の出生(死亡)数です。

○自然増減数(率)

出生数から死亡数を減じたものです。また、自然増減率は、日本人人口千人当たりの増減数の割合です。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したものです。1人の女性が、その年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当します。我が国における平成28年の人口置き換え水準(人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを示す指標)に見合う合計特殊出生率は、2.07です。

○周産期死亡率

年間周産期死亡(妊娠22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの)数を、年間の妊娠満22週以後の死産数に年間出生数を加えたもので除したものです。

8 人口(5) 婚姻・離婚

○婚姻(離婚)件数

我が国において1月1日から12月31日までの間に、市区町村に届出のあった婚姻又は離婚した日本人についての件数です。

○平均初婚年齢

結婚式を挙げたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうの年齢です

○未婚者割合

総務省統計局「平成27年国勢調査報告」（平成27年10月1日現在）によります。（単位：％）

○日本人人口

総務省統計局「平成28年10月1日現在推計人口」によります。

9 人口（6）社会動態

○住民基本台帳人口移動報告

住民基本台帳法の規定により市町村に届け出のあった①同法第22条の規定による届出のあった転入者及び②同法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者について、同法37条の規程に基づき、データの提供を受けて作成したものです。

○移動者数（転出入者数）

市区町村の境界を越えて住所を移した者の数をいいます。同一市区町村で住所を変更した者、従前の住所が不詳の者、転出から転入までの期間が1年以上の者は含みません。

移動者数は、住民基本台帳の規程に基づいて、当該期間内に転入届のあった者及び職権記載がされた者の数であって、必ずしもその期間に実際に移動した者の数ではありません。また、同一人が当該期間内に2回以上住所を移した場合は、その都度、移動者数に計上されます。

○転出者数

市区町村又は都道府県の境界を越えて他の区域へ住所を移した者の数をいいます。これは、転入者の従前の住所地によって統計局で算出した数です。したがって、必ずしも転出証明書の発行を受けた者の数とは一致しません。

10 人口（7）外国人人口

○外国人数

国勢調査時（平成27（2015）年10月1日現在）に我が国に常住し日本国籍を有しない者の数です。

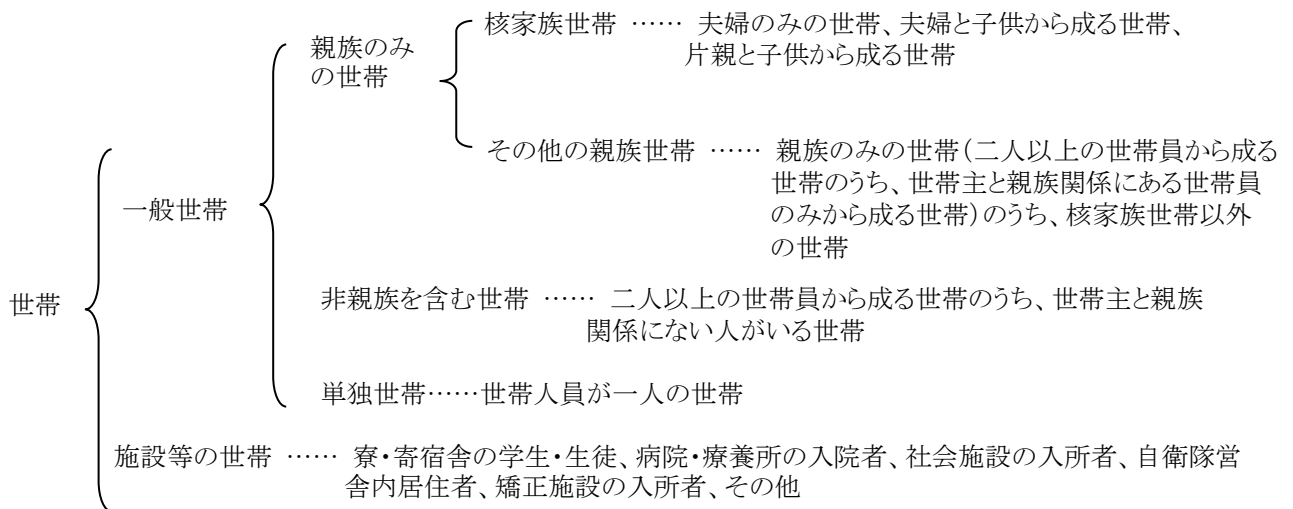
ただし、下記の者は除かれます。

- ・ 外国政府の外交施設団・領事機関の構成員（随員を含む）及びその家族
- ・ 外国軍隊の軍人、軍属及びその家族

また、国勢調査では、外国人の国籍について韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、インド、イギリス、アメリカ、ブラジル、ペルー、その他の12区分で調査されています。

11 世帯（1）家族類型

○世帯の家族類型



12 世帯（1）高齢者世帯

○高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯です。

【B 経済と労働】

13 総生産・産業構造

○県内総生産

県内での1年間の経済活動により新たに生み出された付加価値の合計額です。県経済の規模を表しています。

○経済成長率

県民経済計算では、県内総生産の対前年度増加率を一般に経済成長率（名目）と呼んでいます。

○経済活動別分類

県民経済計算では、次のように産業を分類しています。

第1次産業 …… 農業、林業、水産業

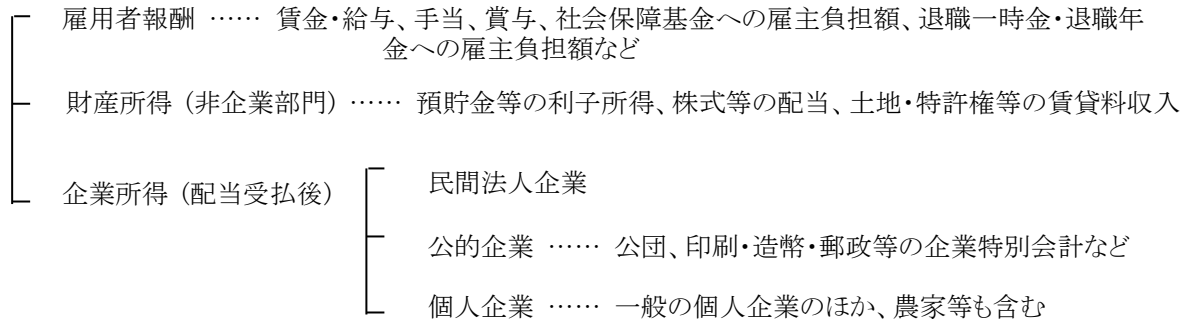
第2次産業 …… 鉱業、製造業、建設業

第3次産業 …… 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術・業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービス

14 県民所得

○県民所得

1年間の経済活動により、県民（民間企業や行政機関なども含まれる）が受け取った所得の総額です。県民経済計算では、次のように区分しています。



○1人当たり県民所得

県民所得を10月1日現在の総人口で除したもので、企業の利潤なども含む県民経済全体の水準を測る指標として使われます。

15 事業所数・従業者数

○経済センサス-活動調査

全産業分野の経済活動を同一時点で把握するため、日本国内に所在する全ての事業所・企業を対象として、5年ごとに実施されます。調査から得られる日本の経済活動の実態は、国や地方公共団体において地方消費税の清算や各種行政政策の立案など利用されているほか、民間企業における経営計画の基礎資料として広く活用されています。

この調査では、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等の産業横断的な事項や製造品出荷額等の産業に特化した事項などの結果を、産業分類別、地域別などの区分で提供しています。

16 製造業

○製造品出荷額等

1年間(1~12月)における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計です。

○付加価値額(粗付加価値額)

・従業員30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額＋推計消費税額)－原材料使用額等－減価償却額

・従業員29名以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額＋推計消費税額)－原材料使用額等

○原材料使用額等

1年間(1~12月)における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額です。

17 農業(1) 農家数・農業人口

○農林業センサス

農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象として5年ごとに実施される全数調査です。農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握し、我が国農林業の実態を明らかにすることを目的としています。ただし、2015年農林業センサスでは、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域内については含みません。

○農家

経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいいます。

■販売農家 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

・専業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいいます。

・兼業農家 世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家をいいます。(農業所得を主とする兼業農家は第1種兼業農家、農業所得を従とする兼業農家は第2種兼業農家)

■自給的農家 経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

○農業就業人口

農業従事者(15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいいます。

○基幹的農業従事者

農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

18 農業(2) 経営耕地面積

○耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔(主として本地の維持に必要なもの)を含みます。

○田

たん水設備(けい畔等)と、これに所要の用水を供給し得る設備(用水源、用水路等)を有する耕地をいいます。

○普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのものです。通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいいますが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するものや1a以上の集団性がない栽培形態であるものを含みます。

○樹園地

畑のうち、果樹・茶等の木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいいます。

○牧草地

畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいいます。

○作付延べ面積

水陸稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物及びその他作物の作付(栽培)

面積の合計をいいます。年産区分を同一とする水稻二期作栽培、季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれ作付面積とし、延べ面積としています。

19 農業（3）農業算出額

○農業産出額

都道府県別推計の農業算出額は、都道府県別の品目ごとの生産数量に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたもので、全国推計における農業総産出額と同様の概念です。

しかしながら、全国推計とは次のような違いがあるため、都道府県別推計の合計値と全国推計の農業総産出額とは、必ずしも一致しません。

- ・都道府県別推計では、他の都道府県に販売された中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再び投入される農産物をいい、種子や子豚統が該当。）を農業産出額に計上しますが、全国推計では、中間生産物の一切を農業総産出額に計上しません。

- ・都道府県別推計では、牛馬を成長過程（子牛、育成牛等）の流通段階ごとの育成差益を農業算出額に計上しますが、全国推計では、最終生産物（と畜された牛馬）のみを計上しています。

○乳用牛

生乳、乳牛、乳廃牛

○加工農産物

かんぴょう、干がき、かんしょ切干、ござなど

20 林業・漁業

○林家数

林家とは、保有山林面積が1ha以上ある世帯をいいます。保有山林とは、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。林家数は、「2015年農林業センサス」の結果によります。

○林業経営体

次のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

- ・権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く）を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施したものに限る）

- ・委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る）

○素材生産量

素材生産量は、農林水産省「木材需給報告書」によります。

○林業産出額

木材生産、薪炭生産、栽培きのご類生産及び林野副産物採取の産出額の合計をいいます。林業産出額は、農林産省「林業産出額」によります。

○内水面漁業漁獲量等

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」によります。

21 商業（1）卸売業

○卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ・小売業者又は卸売業者に商品を販売する事業所

- ・産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

- ・主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く））を販売する事業所

- ・製造業の会社が別の場所で経営している自社製品の卸売事業所（主として管理事務を行っているものを除く）

- ・商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

- ・主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）

22 商業（2）小売業

○小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ・個人又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ・産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ・商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- ・製造小売事業所。菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など
- ・ガソリンスタンド
- ・主として無店舗販売を行う事業所で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ・別経営の事業所。官公庁、公社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

23 商業（2）小売業

○小売業の業態分類（産業分類とは異なっています）

- ・百貨店
衣・食・住にわたる商品を販売し、そのいずれも販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上、セルフ方式を採用していないもの
 - ・総合スーパー
衣・食・住にわたる商品を販売し、そのいずれも販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上、セルフ方式を採用しているもの
 - ・専門スーパー
売場面積が250㎡以上で、セルフ方式を採用し、衣・食・住のいずれかの販売額が70%以上のもの
 - ・うちホームセンター
住が70%を以上の専門スーパーのうち、金物、荒物、苗・種子の販売額の合計が70%未満のもの
 - ・コンビニエンスストア
売場面積が30㎡以上250㎡未満で、セルフ方式を採用し、営業時間が14時間以上で飲食料品を扱っているもの
 - ・広義ドラッグストア
医薬品・化粧品を小売販売額の全体の25%以上扱いかつ、一般用医薬品を扱っている、セルフ方式を採用しているもの
 - ・専門店
衣・食・住いずれかの販売額の割合が90%以上で、セルフ方式を採用していないもの
- ※セルフ方式とは、売場面積の50%以上でセルフ・サービス方式を採用しているものをいいます。

24 建築・住宅

○建築着工統計調査

- ・建築物着工統計調査

全国における建築物の着工状況（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）を建築主、構造、用途等に分類して把握するもので、建築基準法第15条第1項の規定に基づき、建築主から都道府県知事に提出された建築工事届（延べ床面積10㎡を超えるもの）を集計して作成されます。

- ・住宅着工統計調査

着工建築物のうち、住宅の着工状況（戸数、床面積の合計）を構造、建て方、利用関係、資金等に分類して把握するもので、建築基準法15条第1項に基づき、建築主から都道府県知事に提出された建築工事届のうち住宅部分について集計しています。

- ・補正調査

建築物の竣工時に実際にかかった費用（工事实施額）を実地に調査し、着工時における工事費予定額との乖離をあきらかにするものです。

25 サービス業

○サービス産業動向調査

・調査の目的

サービス産業の生産・雇用等の動向を把握し、GDPの四半期速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資するとともに、サービス産業の詳細な産業分類別及び地域別の状況を年次で把握することを目的に調査しています。

・調査の沿革

GDPベースで7割を占める第三次産業のうち、これまで統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象として、その活動の動向を包括的かつ適時に把握できる「サービス産業動向調査」を、平成20(2008)年7月に創設しました。

その後、サービス活動に係る統計の整備について一層の推進が必要とされたこと等を踏まえ、サービス産業の詳細な産業分類別及び地域別の状況を年次で把握することを目的として、平成25(2013)年から年1回拡大調査を実施しています。

・調査の対象（拡大調査）

調査は、日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業大分類に属する企業等（「企業」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいう。また、「企業等」とは、企業と、国・地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものをいう。）又は事業所を対象に行っています。

なお、中分類ごとに設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に属する事業所を除きます。

「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（中分類「71 学術・開発研究機関」、細分類「7282 純粋持株会社」を除く）、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（小分類「792 家事サービス業」を除く）、「教育、学習支援業」（中分類「81 学校教育」を除く）、「医療、福祉」（小分類「841 保健所」、「851 社会保険事業団体」及び「852 福祉事務所」を除く）、「サービス業（他に分類されないもの）」（中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」、「96 外国公務」を除く）

※「情報通信業」に属する企業等又は事業所については、調査対象外（月次調査では調査対象）です。

・調査の規模（拡大調査）

企業等：約9,500企業等を調査。

事業所：約69,000事業所を調査。

26 温泉・ゴルフ場

○源泉数

自噴、動力の合計で、未利用源泉も含まれます。

○ゴルフ場数・延利用者数・ゴルフ場利用税調定額

資料出所は、一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場の数・利用者数等」によります。隣接都府県にまたがるゴルフ場があり、ゴルフ場数、利用者数等が重複計上されていることもあります。

27 運輸・通信

○道路貨物運送業従業者数等

平成28年経済センサス-活動調査（平成28(2016)年6月1日現在）によります。増加率は、平成26年経済センサス-活動調査（平成26(2014)年7月1日）からの2年間の増加率です。

28 金融

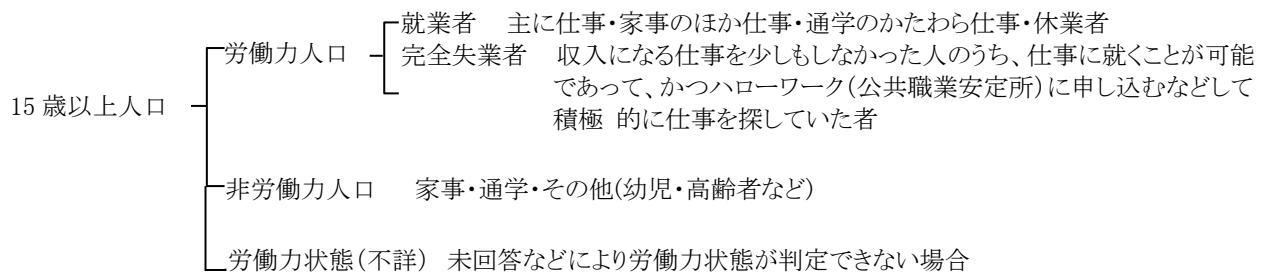
○国内銀行

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信託銀行の合計です。

829 労働力状態

○労働力状態

平成27年国勢調査では、15歳以上の者について平成27(2015)年9月24日から30日までの1週間に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しています。



※ 通学には、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

※ 労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100

（労働力状態不詳を「労働力人口」（分子）、「15歳以上人口」（分母）の双方に含めない。）

30 労働力状態

○国勢調査に用いた産業分類)

- ・第1次産業 「農業、林業」、「漁業」
- ・第2次産業 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」
- ・第3次産業 「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「公務（他に分類されるものを除く）」
- ・分類不能の産業

31 職業別就業者数

○国勢調査に用いた職業分類

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21(2009)年12月設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

32 従業地・通学地

○昼間人口（従業地・通学地による人口）

当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学している者を加えた人口です。

（例）A市の昼間人口

「A市の昼間人口」＝「A市の夜間人口」－「A市からの流出口」＋「A市への流入人口」

○昼夜間人口比率

「昼間人口」／「夜間人口」×100

○従業地

就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転手など雇われて戸外で仕事をしている人は、所属している事業所のある市町村を従業地としています。

○通学者

非労働力人口のうち、調査期間中、学校に通っていた者をいいます。学校には各種学校、専修学校を含みますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査期間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここでいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

34 就業条件 (1) 賃金

○現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うものです。所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額です。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれません。

○現金給与総額

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額をいいます。

○きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与です。所定外給与を含みます。

- ・所定内給与・・・きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの
- ・所定外給与（超過労働給与）・・・時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等

○特別に支払われた給与

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で、以下に該当するもの。

- ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ②支給事由の発生が不定期なもの
- ③3か月を超える期間で算定される手当等
- ④いわゆるベースアップの差額追給分

35 就業条件（2）労働時間

○毎月勤労統計調査地方調査

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する常用労働者5人以上の事業所から抽出した約43,500事業所を対象に、賃金・労働時間及び雇用について都道府県別の変動を明らかにする調査です。

○総実労働時間数

「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計をいいます。

- ・所定内労働時間数
労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数です。
- ・所定外労働時間数
早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数です。

○出勤日数

業務のために実際に出勤した日数です。1時間でも就業すれば1出勤日とします。

36 職業紹介（1）一般

○求職・求人雇用形態

- 一般
 - 常用 雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）
 - 臨時 雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事
 - 季節 季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間を定めて就労するもの
- パートタイム 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者。このうち、常用的パートタイムと臨時的パートタイムに分かれます。

※この求職・求人数には、新規学卒者は含まれません。

○月間有効求職者数

前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。

○月間有効求人数

前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌日以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。

○就職率

就職件数／新規求職申込件数×100

○充足率

┌ 全国計 就職件数／新規求人数×100
└ 都道府県別 充足数／新規求人数×100

○有効求人倍率

月間有効求人数／月間有効求職者数

37 職業紹介（1）新規学卒者

○新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況

3月の新規卒業生（高校・中学）について、6月末日までの間に公共職業安定所及び学校において取り扱った求職、求人、就職状況を取りまとめたものです。

【C 教育と文化】

38 幼稚園

○教員数

教育補助員を除いた、本務者の数です。

○就園率

当該年3月幼稚園修了者数／小学校及び義務教育学校第1学年児童数×100

39 幼保連携型認定こども園

○幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、学校及び児童福祉施設としての性質を持つ単一の施設として、平成27(2015)年4月1日から新たに創設されました。

40 小学校・義務教育学校

○児童・生徒数

学校の指導要録が作成されている者の数であり、調査期日に在籍する全ての者を計上しています。なお、外国人を含んでいます。

○教員数

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び、講師からなっています。指導主事、留学者、退職者、教員組合事務専従者、産休者、育児休業者、産休代替教員、育児代替教員を含んでいます。

○義務教育学校

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校です。学校教育法の改正により9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施する学校種として平成28(2016)年4月1日から設置されました。

41 中学校・中等教育学校

○中等教育学校

中高一貫教育の実施を目的とした学校です。中学校及び高等学校の6年間で前期課程3年と後期課程3年として、一つの学校で一貫した教育体制で行います。

42 中学生の進路

○高等学校等進学者

高等学校本科（通信制課程を除く）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科に進学した者をいいます。

○専修学校等進学者・入学者

専修学校等進学者・入学者とは、専修学校（高等課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者及び公共職業能力開発施設等入学者をいいます。

○就職者数

卒業者のうち、「就職者」＋「進学者及び専修学校等入学者のうち就職している者」の数をいいます。

43 高等学校

○学校数

全日制と定時制の学校数には、ともに併置校（全日制と定時制の両方を設置している学校）を含みます。

44 高校生の進路

○大学等進学者

大学の学部・別科、短期大学の本科・別科、高等学校などの専攻科に進学した者をいいます。大学・短期大学の通信教育部への進学者は含みません。

○専修学校等進学者・入学者

専修学校（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者及び公共職業能力開発施設等入学者をいいます。

○就職者数

卒業者のうち、「就職者」＋「進学者及び専修学校等入学者のうち就職している者」の数をいいます。

45 特別支援学校

○特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す学校です。

47 児童・生徒の発育状況

○学校保健統計調査

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園に在籍する満5歳から17歳までの幼児・児童・生徒を対象に毎年実施している抽出調査です。発育状態（身長・体重）や健康状態（栄養状態、視力・聴力、疾病・疾患など）を明らかにするために行われています。

48 短期大学

○学生数、入学者数、卒業生数

在籍、入学、卒業した学科の所在地による、本科の学生数、入学者数、卒業生数です。5月1日現在で在籍しない者は入学者数に含めていません。

○就職者数

進学しかつ就職した者も含んでいます。ただし、アルバイト、パートなど一時的な仕事に就いた者は含めていません。

49 大学

○学生数

学部のほか、大学院、専攻科、別科の学生並びに課目等履修生等を含みます。

○入学者数、卒業生数

入学、卒業した学部の所在地によっています。なお、5月1日現在在籍しない者は入学者に含みません。

○就職者数

進学しかつ就職した者も含んでいます。ただし、アルバイト、パートなど一時的な仕事に就いた者は含みません。

50 社会教育施設

○公民館

社会教育法の規定に基づいて設置された、市町村やその他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。ここでは、分館も1館として計上しています。

○図書館

図書館法第2条に規定するいわゆる「公共図書館」を対象とします。「公共図書館」とは、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置するものをいいます。また、国立図書館は含みませんが、分館も1館として計上しています。なお、図書館法第29条に規定する「図書館同種施設」のうち、地方公共団体が設置したものも含みます。（図書館同種施設は、他の施設に付随する図書室・資料室や学校図書館は除きます）

○博物館

博物館法第2条に規定する博物館を対象とし、地方公共団体が設置する「公立博物館」と一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人が設置する「私立博物館」とに区分されます。なお、博物館法第29条に規定する「博物館に相当する施設」として教育委員会が指定したものも含みます。総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館、野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館に分かれます。

○青少年教育施設

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体（条例で設置したものに限る）又は独立行政法人が設置した施設を対象とします。少年自然の家、青年の家、児童文化センターなどがあります。

○女性教育施設

女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い併せてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人が設置した施設をいいます。（働く婦人の家、勤労者家庭支援施設、農村女性の家を除きます）

○劇場、音楽堂等数

地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、音楽堂等（劇場、市民会館、文化センター等）で、固定席数300席以上のホールを持つ施設を対象とします。（公民館、公民館類似施設、生涯学習センター及び野外施設は除きます）

51 生活時間

○社会生活基本調査

国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動（「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・娯楽」）について調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間、地域活動等へのかかわりなどの実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものです。昭和51(1976)年の第1回調査以来5年ごとに実施され、今回は9回目の調査です。

調査の対象は、全国の世帯から無作為に選定した約88,000世帯に居住する10歳以上の世帯員約20万人です。

○生活時間の3区分

- ・ 1次活動（生理的に必要な活動）
 - 睡眠、身の回りの用事、食事
- ・ 2次活動（義務的な性格が強い活動）
 - 通勤・通学、仕事、学業
 - 家事関連活動 家事、介護・看護、育児、買物
- ・ 3次活動（上記以外で各人が自由に使える時間における活動）
 - 休養等自由時間活動 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ
 - 積極的自由時間活動 学習・自己啓発・訓練（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動
 - 移動（通勤・通学を除く）、交際・付き合い、受診・療養、その他

52 生活行動

○行動者率

行動者数は、過去1年間に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数（推定値）で、行動者率は、10歳以上人口に占める行動者数の割合です。

○ボランティア活動

報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉のために行ってい

る活動をいいます。

○旅行・行楽

旅行は、1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいい、日帰りの旅行は除きます。行楽は、日常生活圏を離れ、半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りを含みます。

○学習・自己啓発・訓練

個人の自由時間の中で行う学習、自己啓発や訓練をいい、社会人の職場研修や、児童・生徒・学生が学業（授業、予習、復習）として行うものは除き、クラブ活動や部活動は含みます。

○スポーツ

余暇活動としてのスポーツをいい、職業スポーツ選手が仕事として行うものや、学生が体育の授業で行うものは除き、クラブ活動や部活動は含みます。

○趣味・娯楽

仕事、学業、家事などのように義務的に行う活動でなく、個人の自由時間の中で行うものをいいます。

【D 暮らしと安全】

53 家計（1）収支

○収入の分類

- 実収入
 - 経常収入 勤め先収入、事業・内職収入、農林漁業収入、他の経常収入
 - 特別収入 受贈金、他の特別収入
- 実収入以外の受取 預貯金引出、財産売却、保険金、借入金など資産の減少あるいは負債の増加となるもの
- 繰入金 前月から持ち越した世帯の手持ち現金

○支出の分類

- 実支出
 - 消費支出 いわゆる生活費のこと
 - 非消費支出 税金、社会保険料など
- 実支出以外の支払 預貯金預け入れ、投資、資源購入、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となるもの
- 繰越金 当月末における世帯の手持ち現金

○可処分所得

実収入－非消費支出

○黒字

実収入－実支出（＝可処分所得－消費支出）

○平均消費性向

消費支出／可処分所得×100

54 家計（2）消費支出

○家計調査

全国約9千世帯（学生の単身世帯等を除く）を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債などを毎月調査し、都市別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにしています。

- 全ての世帯
- 勤労者世帯 世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯
 - 勤労者以外の世帯 世帯主が商人、職人、個人経営者、農林漁業従事者、法人経営者、自由業者、無職などの世帯

55 世帯の資産

○平成26年全国消費実態調査

国民生活の実態について、家計の収支や家計資産（貯蓄、負債、耐久消費財、住宅、宅地など）を総合的に調査し、世帯の所得分布、消費水準、消費構造などを明らかにするために実施されます。

昭和34(1959)年の調査開始以来5年ごとに実施され、今回は12回目の調査となります。全国のすべての世帯

を対象として、このうちから二人以上の一般世帯を51,656世帯、単身世帯を4,696世帯選定して行われました。

○耐久消費財普及率

(当該耐久消費財のある集計世帯数/集計世帯数)×100

56 消費者物価指数

○消費者物価指数

全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化をするかを指数値で示したものです。結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されています。

57 地価

○地価調査

国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に行うため、都道府県知事が毎年1回基準地の価格を調査し、その結果を公表しているものです。国の行う地価公示とあわせて、一般の土地取引価格の指標ともなっています。

栃木県の調査地点数は、宅地及び宅地見込地が435地点（住宅地307地点、宅地見込地12地点、商業地103地点、工業地13地点）、林地が12地点となっています。

○地価変動率

前年と継続する基準地における価格の変動率の単純平均です。

58 住宅の状況

○住宅・土地統計調査

昭和23(1948)年以来5年ごとに実施している調査です。昭和23(1948)年は全数調査でしたが、それ以降は標本調査によっています。

○住宅

完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築または改造されたものをいいます。

○持ち家住宅率

持ち家の総住宅数に占める割合をいいます。

○持ち家世帯率

持ち家の総世帯数に占める割合をいいます。

○専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

○居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の部屋をいいます。玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間や、店、事務室、旅館の客室など営業の部屋は含みません。ダイニング・キッチン、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室に含みます。

○延べ面積

各居住室のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、押し入れなどを含めた床面積の合計をいいます。アパート、マンションなどの共用部分は含みません。

59 自動車数・運転免許保有者数

○保有自動車数

登録自動車（普通・小型・大型特殊自動車）、小型二輪自動車、軽自動車の合計をいいます。

○運転免許保有者数

2種類以上の運転免許を保有している者は、上位の運転免許に計上しています。

60 道路の状況

○道路実延長

道路実延長とは、道路総延長から、重用延長（上級の路線に重複している区間）、未供用延長（路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間）、渡船延長（海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間）を除いたものです。

道路総延長とは、道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長です。道路法に定められた高速自動車国道、一般道路（一般国道、都道府県道、市町村道）で、他の法律で所管する林道、農道などは含まれていません。

○道路率

道路率の算出に用いた道路面積は、高速自動車国道から市町村道までの道路敷面積（道路の境界線〔くい〕から境界線〔くい〕までの幅員に対応する面積）です。

○舗装率

簡易舗装を含めて算出しています。

○整備率

道路整備の水準を評価するための指標の一つです。

$$\text{整備率} = \frac{\text{整備済延長（改良済延長〔車道幅員 5.5m以上〕} \\ - \text{混雑度 1.0以上の延長〔車道幅員 5.5m以上〕}}{\text{実延長}}$$

61 公園・上下水道・ごみ処理

○都市公園の範囲

住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、特殊公園（風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、その他）、緩衝緑地、都市緑地、緑道

○上水道

- ・上水道の範囲 上水道、簡易水道及び専用水道
- ・普及率 給水人口／行政区域内人口×100

○下水道

- ・普及率 下水道公示済区域内人口／行政人口×100

○ごみのリサイクル率

$$\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

62 消防・火災

○消防関係人員数

消防吏員数と消防団員数の合計です。

63 交通事故

○交通事故発生件数

交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいいます。

○死亡者

交通事故によって、発生後24時間以内に死亡した者をいいます。

○負傷者

交通事故によって傷害（重傷と軽傷）を負った者をいいます。重傷者とは、30日以上の治療を要する者をいい、軽傷者とは、30日未満の治療を要する者をいいます。

64 警察・犯罪

○警察官数

警視正以上の階級にある警察官を除く警察官の数です。

○刑法犯認知件数

ここでいう刑法犯総数は、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪、危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪を除いたものです。また、認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の

端緒によりその発生を警察において認知した件数です。

○凶悪犯・粗暴犯

凶悪犯の罪種は、「殺人」「強盗」「放火」「強姦性交等」です。粗暴犯の罪種は、「凶器準備集合」「暴行」「傷害」「脅迫」「恐喝」です。

○刑法犯検挙件数

犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げた事件の数です。

【E 医療と福祉】

65 健康状態

○有訴者

世帯員（入院者は除く）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいいます。

○通院者

世帯員（入院者は除く）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいいます。

○日常生活に影響のある者

世帯員（入院者、6歳未満の者を除く）のうち、健康上問題で日常生活に影響のある者をいいます。

○有訴者率、通院者率、日常生活に影響ある者率

人口千人に対する有訴者、通院者、日常生活に影響のある者の割合をいいます。いずれも分母となる世帯人員数には入院者を含みます。

66 平均寿命・死因

○平均寿命

厚生労働省「平成27年都道府県別生命表」によります。人口動態統計調査及び国勢調査のデータを用いて、5年ごとに作成されています。

○死因の分類

WHOが、疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するために勧告した統計分類である「ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）」に基づき、分類をしています。

67 医療施設

○病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいいます。

○病院の種類

- ・精神科病院 精神病床のみを有する病院
- ・一般病院 上記以外の病院（平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く）

○一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいいます。

○歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいいます。

68 医療従事者数

○医師・歯科医師・薬剤師数

従業地で集計しています。

○看護師・准看護師数

就業医療関係者（免許を取得している者のうち就業している者）を計上しています。

- ・看護師 厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者などの療養上の世話又は診療の補助を行う者
- ・准看護師 都道府県知事の免許を受けて、医師・歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者などの療

養上の世話又は診療の補助を行う者

69 医療施設患者数

○外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者としています。

○在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいいます。

○1日平均在院患者数

年間在院患者延数を年間日数(平成28年=366日)で除した数です。

○平均在院日数

年間在院患者延数を(年間新入院患者数+年間退院患者数)/2で除した数です。

○新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含んでいます。

○病床利用率

年間在院患者延数/(月間日数×月末病床数)の1月～12月の合計×100

70 国民健康保険・後期高齢者医療制度

○国民健康保険制度

原則として被用者保険等の適用者以外の国民すべてを被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする制度です。保険者は、市町村(特別区を含む)と国民健康保険組合です。(全国の計数は組合分を含みますが、各都道府県は市町村保険者分のみで計数となっています。)

○被保険者数

一般被保険者のほか、昭和59(1984)年10月から創設された退職者医療制度による退職被保険者などを含む計数です。

○後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者と、前期高齢者(65～74歳)で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた人を対象とする医療制度です。

71 社会福祉施設等

○社会福祉施設数等

各都道府県の施設数、定員数には政令指定都市・中核市分を含みます。全国には国立分を含むため、内訳の合計とは一致しません。定員数は、定員を調査していない施設を除きます。

○社会福祉施設の種類の種類

保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設等、身体障害者社会参加支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設等、母子・父子福祉施設、その他の社会福祉施設等。

○老人福祉施設の種類の種類

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター

○障害者支援施設等の種類の種類

障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

○その他の社会福祉施設等

授産施設、宿所提供施設、盲人ホーム、無料低額診療施設、隣保館、へき地保健福祉館、有料老人ホーム

72 児童福祉施設等

○児童福祉施設数等

各都道府県の施設数、定員数には政令指定都市・中核市分を含みます。全国には国立分を含むため、内訳の合計とは一致しません。定員数は、定員を調査していない施設を除きます。

○児童福祉施設の種類の種類

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、小規模

保育事業所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館、その他の児童館、児童遊園

○保育所等の種類

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所

73 生活保護

○生活保護

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。生活の態様に応じ、併給して受けることができます。

○被保護実世帯、実人員

現に保護を受けた世帯、人員及び保護停止中の世帯、人員の合計です。保護給付が併給されていても1として数えられています。なお、月単位で把握された数の年度間月当たり平均値で計上されています。

○保護の種類別扶助人員

扶助を1か月中に1日でも受ければ1人として計上され、複数の扶助を併せて受ければそれぞれに計上されています。年度間月当たり平均値です。

74 国民年金

○被保険者数

次の種類に分類されます。ここでは、第2号被保険者は含みません。

- ・第1号被保険者 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者及び第3号被保険者でない者
- ・第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者
- ・第3号被保険者 第2号被保険者に生計を維持されている配偶者で、20歳以上60歳未満の者
- ・任意加入被保険者 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者、日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の者などで、厚生労働大臣に申し出て被保険者になった者

○受給者数

受給権者のうち、全額支給停止されていない者の合計です。受給権者とは、年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいいます。受給権者には、全額支給停止されている者も含まれます。

○支給年金額

上記〈受給者数〉に対する支給年額です。

75 財政の状況

○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出されます。

単位費用（測定単位1当たり費用）×測定単位（人口・面積等）×補正係数（寒冷補正等）

○基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方式によって算定するものであり、次の算式により算出されます。

標準的な地方税収入×75/100 + 地方譲与税等

○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれます。

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

○実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合をいいます。実質収支比率が正数の場合は、実質収支の黒字、負数の場合は、赤字を示します。

○經常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、次の算式により算出されます。比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\frac{〔経常経費充当一般財源〕}{〔経常一般財源+減収補填債特例分+臨時財政対策費〕} \times 100 (\%)$$

○一般財源

収入の分類の一つに、一般財源と特定財源があり、用途が自由であるものを一般財源、用途が特定されているものを特定財源といいます。一般財源の主なものは、地方税、地方交付税、地方譲与税であり、特定財源の主なものは、国庫補助金や地方債です。

○公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいいます。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

76 歳入の状況

○普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額です。

○自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいいます。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当しますが、繰越金及び諸収入のなかには、例えば事業繰越に伴う繰越金のうち国庫支出金相当額等のごとく、厳密には依存財源に区分されるべきものもあります。

○依存財源

国の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいいます。地方交付税、国庫支出金、地方債、地方譲与税等があります。

77 歳出の状況

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費です。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

○投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。

78 行政投資額

○行政投資実績

国、地方公共団体等が行った投資的事業の事業別、都道府県別の実施状況等を調査したものです。次の機関は調査対象から除かれます。

①特殊法人（公社・公団を含む）、認可法人等

②独立行政法人（森林総合研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構を除く）

③地方公共団体関係のうち財産区、地方開発事業団、港務局、地方住宅供給公社、土地開発公社、地方道路公社

○行政投資額

整備事業費（用地費、補償費を含む）、施設の維持補修費（事業費支弁に係る人件費、旅費、庁費等）及び計画調査費をいい、歳出決算額によっています。

○事業目的別行政投資額

- ・生活基盤投資 市町村道、街路、都市計画、住宅、環境衛生、厚生福祉（病院、介護サービス、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業及び公立大学附属病院の各事業を含む）、文教施設、水道及び下水道の各投資
- ・産業基盤投資 国県道、港湾（港湾整備事業を含む）、空港及び工業用水の各投資
- ・農林水産投資 農林水産関係の投資
- ・国土保全投資 治山治水及び海岸保全の投資
- ・その他の投資 失業対策、災害復旧、官庁宮繕、鉄道、地下鉄、電気、ガス等の上記以外の各事業の投資